10　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

［11　略］

12　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊼」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊽」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㉝」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

［削る］

14　事業税の「㊺のうち見込納付額㊿」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15　特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊷」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16　特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17　特別法人事業税又は地方法人特別税の「㊾のうち見込納付額㊿」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

10　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

［11　同左］

12　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉞」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㉝」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑳」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14　事業税の「平成28年改正法附則第５条の控除額㊵」の欄は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額を記載し、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉑」の欄の金額を記載すること。

15　事業税の「㊻のうち見込納付額㊶」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16　特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18　特別法人事業税又は地方法人特別税の「㊿のうち見込納付額㊶」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。